★ **広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）（行政管理課）**

一　改正の要旨

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、緊急一時保護に係る事務を地方機関において行うため、必要な改正を行った。

二　施行期日

令和八年十一月十六日